

特別支援学校 専門

1 次の(1),(2)の問いに答えよ。

- (1) 次の文は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成29年4月告示)において示されている「第3章 特別の教科 道徳」の一部を抜粋したものである。(A)～(E)に当てはまる語句を下のA～コからそれぞれ一つ選び、記号で記せ。

小学部又は中学部の道徳科の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ小学校学習指導要領第3章又は中学校学習指導要領第3章に示すものに(A)ほか、次に示すところによるものとする。

- 1 児童又は生徒の障害による学習上又は生活上の困難を(B)して、強く生きようとする意欲を高め、明るい生活態度を養うとともに、健全な(C)の育成を図る必要があること。
- 2 (中略)
- 3 (D)者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の(D)の状態、(E)、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、指導内容を具体化し、体験的な活動を取り入れるなどの工夫を行うこと。

ア. 配慮する イ. 生活年齢 ウ. 抑制・緩和 エ. 人生観 オ. 知的障害
カ. 生活習慣 キ. 準ずる ク. 生活観 ケ. 改善・克服 コ. 病弱

- (2) 次の文は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成29年4月告示)第2章第1節第1款において示されている各教科の指導計画の作成と内容の取扱いに当たって配慮する事項の一部を抜粋したものである。(F)～(J)に当てはまる語句を記せ。

3 肢体不自由者である児童に対する教育を行う特別支援学校

- (1) 体験的な活動を通して(F)概念等の形成を的確に図り、児童の障害の状態や発達の段階に応じた思考力、判断力、表現力等の育成に努めること。
- (2) 児童の(G)の状態や認知の特性、各教科の内容の習得状況等を考慮して、指導内容を適切に設定し、重点を置く事項に時間を多く配当するなど計画的に指導すること。
- (3) 児童の学習時の(H)や認知の特性等に応じて、指導方法を工夫すること。
- (4) 児童の(G)や意思の表出の状態等に応じて、適切な(I)具や(I)的手段を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。
- (5) 各教科の指導に当たっては、特に自立活動の(J)における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにすること。

2 次の(1)～(5)と最も関連のあるものを下のア～コからそれぞれ一つ選び、記号で記せ。

- (1) 梅津 八三 (2) 日常生活動作 (3) 学習障害
 (4) 社会生活指数 (5) 障害者技能競技大会

えんげ ア. 嚙下障害	イ. 読字障害	ウ. パラリンピック	エ. S Q
オ. ADL	カ. SA	キ. 盲ろう教育	ク. 高次脳機能障害
ケ. QOL	コ. アビリンピック		

3 次の表は、近年の特別支援教育に関する動向をまとめたものである。次の(1)，(2)の問いに答えよ。

年 月	特 別 支 援 教 育 に 関 す る 動 向
平成 18 年 12 月	国連総会において (A) に関する条約を採択 ○ 障害に基づくあらゆる差別 (合理的配慮の否定を含む) の禁止 ○ 障害者が社会に参加し、包容されることを促進 など
平成 (B) 年 4 月	特別支援教育の本格的実施 ○ 「特殊教育」から「特別支援教育」へ発展的転換 ○ 盲・聾・養護学校から特別支援学校へ転換 ○ 特別支援学校のセンター的機能の充実 ○ 小中学校等における特別支援教育の推進 ○ 教員の専門性の向上 など
9 月	(A) に関する条約署名
平成 24 年 7 月	「共生社会の形成に向けた (C) 教育システムの構築のための特別支援教育の推進」 (中央教育審議会初等中等教育分科会報告) ○ 就学相談・就学先の決定の在り方 ○ 合理的配慮, 基礎的環境整備 ○ 多様な学びの場の整備, 学校間連携, 交流及び共同学習等の推進 など
平成 26 年 1 月	(A) に関する条約批准
平成 28 年 6 月	改正児童福祉法施行 ○ 第 56 条の 6 第 2 項を新設, (D) 児の支援に関する保健, 医療, 福祉, 教育等関係機関の連携の一層の推進
平成 30 年 4 月	高等学校等における (E) の制度化 (平成 28 年 12 月 学校教育法施行規則等改正)
8 月	個別の教育支援計画を作成することについて省令に規定 (学校教育法施行規則改正第 134 条の 2 他)

- (1) (A) ~ (E) に当てはまる語句や数字を記せ。
- (2) 次の①~⑤の各文について、 下線部の学校教育法施行規則の内容として、正しければ○、誤りであれば×を記せ。
- ①個別の教育支援計画を作成するに当たっては、当該児童等又はその保護者の意向を踏まえなければならない。
- ②個別の教育支援計画は、担任の責任の下、関係機関等と連携し、作成しなければならない。
- ③個別の教育支援計画を作成するに当たっては、あらかじめ、関係機関等と必要な情報の共有を図らなければならない。
- ④個別の教育支援計画は、当該児童等に対する長期的な支援に関する計画のことをいう。
- ⑤個別の教育支援計画は、関係機関等との連携の下に行う短期的な指導に関する計画のことをいう。

4 次の文について、(1)、(2)の問いに答えよ。

特別支援学校教育要領・学習指導要領解説自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）（平成30年3月）に示されているように、今回の改訂では、「(A)」の区分に「(4)障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。」の項目を新たに設けた。

- (1) (A) に当てはまる語句を記せ。
- (2) 下線部が意味していることを解説せよ。